

終身会員に関する内規

2022 年 3 月 17 日 制定

2023 年 3 月 13 日 改定

第 1 条 終身会員の要件は以下の 1～4 をすべて満たすこととする。

1. 1 月 1 日現在、64 歳以上であること
2. 正会員として通算 10 年以上の会員歴をもつこと
3. 未納の会費がないこと
4. 終身会費（10 万円）を一括で納入すること

第 2 条 終身会員は称号であり、会員の種別は正会員とする。

理事会の議を経て、社員総会で選考された正会員に、終身会員の称号を付与する。ただし、会員の種別としては正会員であり、評議員、一般会員、学生会員の別も維持される。

第 3 条 終身会員となるためには、以下の手続きを経る。

1. 毎年 1 月末までに、事務局に所定の書類を提出して申請する
2. 申請書類を会員委員会が審査し、承認する（2 月）
3. 理事会の議を経て、社員総会で選考する（3 月）
4. 翌年の 1 月から始まる新年度から終身会員となる

第 4 条 終身会員の資格を辞退する際は、本人が書面または電磁的記録にて当法人に申し出ることとする。

終身会員の辞退後も、会員の種別と区分は維持されるものとする。なお、資格を辞退しても終身会員の会費は返金しないものとする。